

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年4月23日（火）

担当課：消防本部消防総務課、指令課

件 名 ：県央東部消防通信指令事務協議会への加入について	
提出理由 ：本市が協議会に加入することについて了承を得ること、並びに本市が加入するにあたって協議会の規約を変更するに際し議会の議決を必要とすることから、その内容について了承を得るため	
内 容 ： 1. 「協議会」制度とは ・地方自治法に基づき、普通地方公共団体が協議会により規約を定めて事務の一部を共同して管理・執行することができる制度。規約の策定や変更等については関係地方公共団体の議会の議決を必要とする。 2. 経過 ・令和5年7月、本市は、海老名市、座間市、綾瀬市との間で大和高座広域連携懇談会を開催し広域連携の調整を進めてきた。 ・そうした中、大和高座広域連携懇談会では、令和5年10月、4市での消防通信指令システムの共同運用を今後検討する事業案とし、同年12月、4市間で正式な連携事業とすることを決定、令和8年10月の共同運用を目指して協議を進めることについて合意書を締結した。 3. 加入に関する手続きについて ・本市を除く3市（海老名市、座間市、綾瀬市）間においては、平成24年1月に「海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会」を設置し、消防通信指令事務の共同運用を実施しているところである。この協議会に本市が加入するための規約の変更とそれに伴い議会の議決を経る必要がある。	4. 協議会が予定している事務の内容等 (1)内容・効果 ・高機能消防指令システム等を共同で整備し、4市の消防通信指令事務を消防指令センター（海老名市柏ヶ谷 1047 番地 3）において運用する。 ・これにより、「施設整備費及び維持管理費の効率化」、「情報一元化による迅速な相互応援体制の確立」、「消防通信指令職員の減員」が期待できる。 (2) 消防通信指令事務の対象地域 ・大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の全域 (3)人員の配置 ・消防指令センターの配置人員は、三交替制とし、4市で合計30名の配置を予定。 (4) 費用負担 ・高機能消防指令システム等の整備、運用に要する費用を、各市が一定の負担割合（費用の40%を各市で均等割、60%を人口割）により支弁する。 5. その他 ・協議会加入に伴う調印は4市間で別途行う。 ・現在3市で共同運用している指令システムが令和8年度に更新を迎えることから、今後システムの改修や必要な施設修繕等を行い、4市での共同運用開始はシステム更新に合わせた令和8年10月を目指す。
経 過 H24. 01 海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会を設置 H27. 04 海老名市、座間市及び綾瀬市の3市での通信指令事務の共同運用を開始 R 5. 10 大和高座広域連携懇談会で指令事務共同運用に向けた検討開始 R 5. 12 大和高座広域連携懇談会で通信指令事務の共同運用について合意書締結	今後の予定 R6. 6 協議会への加入について議会上程 R6. 7 協議会加入について調印 R7. 4～R8. 3 システム構築施工、施設修繕（建物） R8. 10 指令事務の共同運用開始（予定）